

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第6号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中 「行政係
文書法制係」 を「総務係」に、
「市民衛生課 環境政策係
生活環境係
衛生係
収集センター」

「環境対策課 環境対策係
を 衛生係 に改める。

「廃棄物対策課 廃棄物対策係」

第5条企画推進係の項に次の1号を加える。

(14) 基幹統計調査に関すること。

第6条ICT推進係の項第1号中「情報通信技術の活用」を「デジタルトランスフォーメーションの」に改め、同項第5号から第7号までを削る。

第7条を次のように改める。

（総務課の事務分掌）

第7条 総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 市議会の招集及び議案の調整並びに市議会との連絡調整に関すること。
- (2) 法制執務に係る助言、指導及び連絡調整並びに例規集の編集及び発行に関すること。
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (4) 行政不服審査制度に関すること。
- (5) 財産区財産に関すること。
- (6) 行政相談委員に関すること。
- (7) 文書の收受等並びに保存文書の管理及び廃棄に関すること。
- (8) 公告式に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 行政区域に関すること。
- (11) 政治倫理審査会に関すること。
- (12) 公益通報者保護法に基づく外部通報に関すること。
- (13) 訴訟及び和解の連絡調整に関すること。

(14)選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

第13条を次のように改める。

(環境対策課の事務分掌)

第13条 環境対策課の事務分掌は、次のとおりとする。

環境対策係

- (1) 地球温暖化施策に係る企画、調整及び啓発に関すること。
- (2) 環境保全施策に係る企画、調整及び啓発に関すること。
- (3) 環境審議会に関すること。

衛生係

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）の収集運搬等に関すること。
- (2) 墓地の経営の許可並びに市営火葬場の管理及び運営に関すること。
- (3) 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。
- (4) 衛生害虫に関すること。
- (5) 奈良県葛城地区清掃事務組合との連絡調整に関すること。

第34条を第35条とし、第28条から第33条までを1条ずつ繰り下げる。

第27条開発指導係の項第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第15条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条市民協働推進係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(廃棄物対策課の事務分掌)

第14条 廃棄物対策課の事務分掌は、次のとおりとする。

廃棄物対策係

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の減量及び再資源化の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬等に関すること。
- (3) 香芝・王寺環境施設組合との連絡調整に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第27条開発指導係の項第3号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。